

2 暴力団犯罪の検挙状況

(1) 全般的検挙状況

平成15年における暴力団構成員及び準構成員（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙件数は5万2,876件で、前年に比べ3,659件（7.4%）増加している（図表4 - 2）。

暴力団構成員等の検挙人員は3万550人で、前年に比べ274人（0.9%）減少しているが、このうち構成員の検挙人員は1万110人で、前年に比べ203人（2.0%）増加している（図表4 - 3、4）。

暴力団構成員等の検挙人員を刑法犯、特別法犯別に見ると、刑法犯は2万265人、特別法犯は1万285人で、前年に比べ、刑法犯で140人（0.7%）、特別法犯で134人（1.3%）それぞれ減少している（図表4 - 3）。

また、暴力団構成員等の検挙人員を罪種別に見ると、覚せい剤取締法違反が6,016人（構成比19.7%）と最も多く、次いで傷害が4,651人（同15.2%）、窃盗が3,396人（同11.1%）、恐喝が3,092人（同10.1%）の順になっている（図表4 - 3）。

図表4-2 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の比較

罪種	年次	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
	殺人	175	172	170	159	184
強盗	381	457	352	382	483	
放火	86	61	46	51	51	
強姦	193	162	119	146	127	
凶器準備集合	12	8	11	8	6	
暴行	876	996	997	1,040	1,050	
傷害	3,294	3,667	3,490	3,560	3,466	
脅迫	402	482	480	477	477	
恐喝	1,901	2,265	2,209	2,221	2,313	
窃盗	27,087	18,910	16,218	19,607	23,444	
詐欺	6,913	4,642	3,758	3,835	3,643	
横領	102	108	144	116	126	
文書偽造	1,539	1,086	924	951	906	
賭博	222	176	228	238	133	
わいせつ物頒布等	86	81	73	40	59	
公務執行妨害	370	442	444	492	547	
うち競売等妨害	49	43	30	37	34	
犯人威匿	47	43	49	72	58	
証人威迫	3	7	11	5	7	
逮捕監禁	178	213	205	225	204	
信用毀損・威力業務妨害	50	63	74	47	62	
器物損壊	598	679	648	789	771	
暴力行爲	40	38	38	27	36	
その他刑法犯	817	775	943	1,326	1,422	
刑法犯合計	45,372	35,533	31,631	35,814	39,575	
出入国管理・難民認定	190	37	55	56	62	
軽犯罪法	168	212	356	285	295	
めいてい者規制法	10	4	8	5	3	
迷惑防止条例	220	189	258	194	200	
暴力団対策法	11	3	8	13	14	
自転車競技法	85	118	81	68	41	
競馬法	117	61	34	37	26	
モーターボート競走法	72	37	37	25	14	
小型自動車競走法	0	2	1	0	0	
風営適正化法	208	166	195	237	209	
青少年保護育成条例	618	162	170	157	158	
売春防止法	1,234	1,063	1,207	316	594	
児童福祉法	293	134	167	155	121	
出資法	86	67	71	69	238	
貸金業規制法	64	45	65	87	186	
宅地建物取引業法	1	0	2	2	3	
建設業法	13	11	6	9	9	
銃刀法	1,045	899	862	791	856	
火薬類取締法	29	19	19	23	23	
麻薬等取締法	94	97	102	149	209	
あへん法	9	7	2	9	5	
大麻取締法	458	457	615	668	801	
覚せい剤取締法	10,514	10,534	9,927	9,206	8,169	
毒劇物法	343	323	275	183	253	
廃棄物処理法	157	105	182	201	239	
労働基準法	10	18	14	5	8	
職業安定法	122	64	49	33	37	
健康保険法	2	0	3	1	1	
労働者派遣事業法	12	6	3	7	8	
旅券法	33	17	7	13	14	
麻薬等特例法	30	15	16	54	38	
その他の特別法犯	315	245	340	345	467	
特別法犯合計	16,563	15,117	15,137	13,403	13,301	
総計	61,935	50,650	46,768	49,217	52,876	

図表4-3 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の比較

罪種		年次	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	
刑	殺人		305	305	294	299	313	
	強盗		638	596	651	652	755	
	放火		58	60	48	77	61	
	強姦		185	201	163	180	132	
	凶器準備集合		43	61	79	109	136	
	暴行		1,087	1,185	1,222	1,231	1,273	
	傷害		4,618	5,021	4,838	4,904	4,651	
	脅迫		516	591	613	606	551	
	恐喝		2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	
	窃盗		3,001	2,623	2,757	2,917	3,396	
	詐欺		1,880	1,556	1,723	1,695	1,701	
	横領		104	113	107	117	101	
	文書偽造		378	355	293	462	357	
	法	賭博		1,575	1,164	1,238	1,374	780
わいせつ物頒布等			134	126	112	62	80	
公務執行妨害			436	466	462	493	543	
うち競売等妨害			130	110	78	80	83	
犯人蔵匿			71	69	60	99	82	
証人威迫			3	11	15	6	13	
逮捕監禁			362	412	474	471	444	
信用毀損・威力業務妨害			90	119	108	86	82	
器物損壊			499	573	515	641	618	
暴力行為			66	78	46	59	73	
その他刑法犯			673	693	762	911	1,031	
刑法犯合計			19,611	19,668	19,650	20,405	20,265	
特別		出入国管理・難民認定		101	27	48	40	27
		軽犯罪法		163	211	353	282	291
	めいいてい者規制法		10	4	7	7	3	
	迷惑防止条例		222	195	272	208	237	
	暴力団対策法		12	3	8	14	17	
	自転車競技法		351	338	201	132	99	
	競馬法		676	270	174	151	100	
	モーターボート競走法		229	127	114	88	41	
	小型自動車競走法		0	1	5	0	0	
	風営適正化法		220	201	231	313	263	
	青少年保護育成条例		303	116	111	93	99	
	売春防止法		283	253	296	253	260	
	児童福祉法		187	118	122	148	133	
	出資法		80	57	76	68	258	
	貸金業規制法		56	41	64	52	130	
	宅地建物取引業法		2	0	2	5	1	
	建設業法		24	17	19	20	18	
	銃刀法		839	711	650	588	602	
	火薬類取締法		7	3	4	8	3	
	麻薬等取締法		29	26	35	44	84	
	あへん法		4	1	1	8	0	
	大麻取締法		252	242	325	381	515	
	覚せい剤取締法		7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	
	毒物法		295	260	242	190	242	
廃棄物処刑法		184	121	204	225	260		
労働基準法		10	13	15	6	5		
職業安定法		70	67	51	36	28		
健康保険法		1	0	5	1	0		
犯	労働者派遣事業法		17	5	3	11	4	
	旅券法		46	10	8	8	9	
	麻薬等特例法		12	10	11	40	35	
	その他の特別法犯		282	218	312	300	505	
特別法犯合計		12,900	11,386	11,267	10,419	10,285		
総計		32,511	31,054	30,917	30,824	30,550		

図表4-4 暴力団構成員の罪種別検挙人員の比較

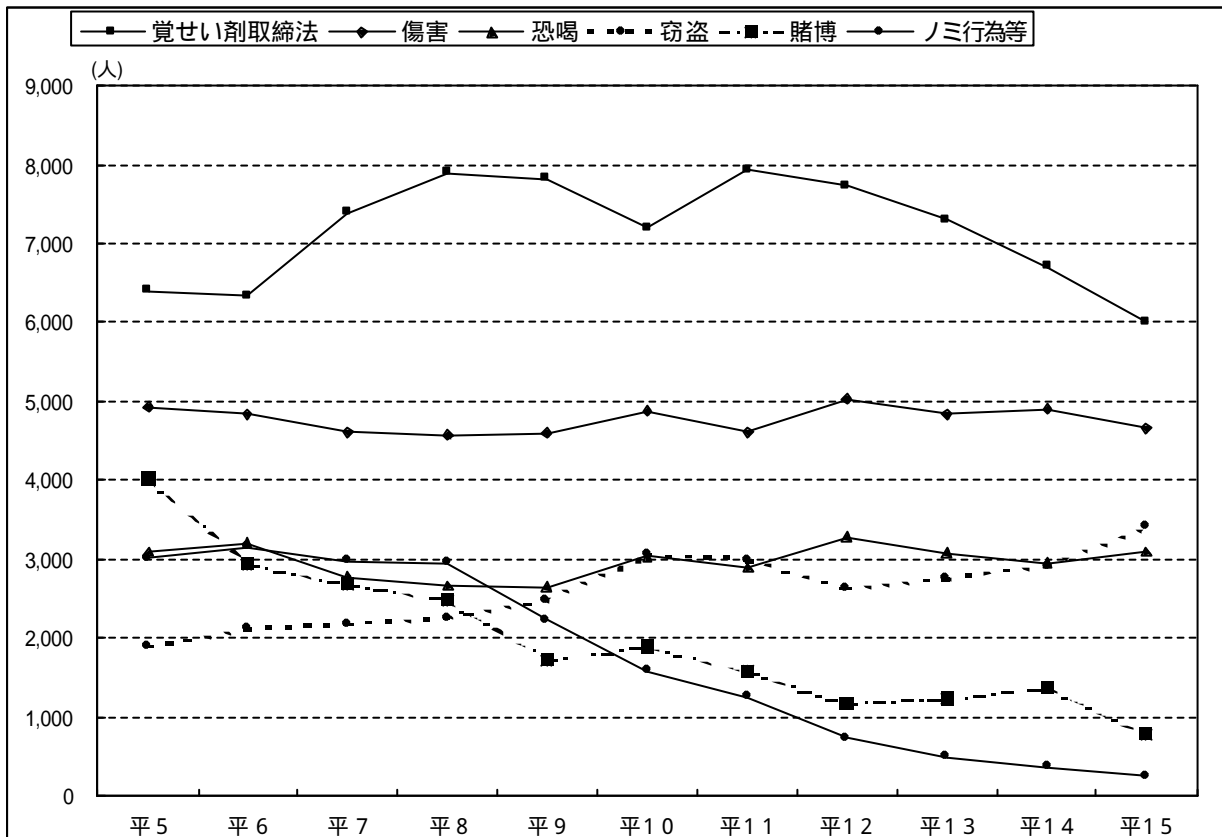
罪種	年次	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	
		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	
刑	殺人	150	152	152	151	169	
	強盗	187	148	172	177	182	
	放火	16	20	9	18	23	
	強姦	33	33	42	46	40	
	凶器準備集合	17	43	14	10	34	
	暴行	496	520	464	466	499	
	傷害	1,751	1,839	1,741	1,803	1,742	
	脅迫	302	314	299	310	269	
	恐喝	1,367	1,488	1,398	1,325	1,462	
	窃盗	690	638	665	688	837	
	詐欺	527	436	502	465	469	
	横領	26	37	32	29	30	
	文書偽造	142	115	118	136	126	
	法	賭博	188	131	118	117	72
わいせつ物頒布等		23	21	10	8	9	
公務執行妨害		159	149	138	144	149	
うち競売等妨害		56	47	22	32	31	
犯人蔵匿		40	32	22	52	43	
証人威迫		1	9	11	2	8	
逮捕監禁		185	187	281	222	210	
信用毀損・威力業務妨害		43	50	45	37	47	
器物損壊		179	205	176	244	250	
暴力行為		27	39	26	34	43	
その他刑法犯		245	232	274	306	377	
刑法犯合計		6,794	6,838	6,709	6,790	7,090	
特別		出入国管理・難民認定	31	5	11	8	4
		軽犯罪法	84	80	89	88	133
	めいてい者規制法	6	0	3	4	2	
	迷惑防止条例	178	144	210	172	138	
	暴力団対策法	9	3	8	14	15	
	自転車競技法	80	63	58	52	32	
	競馬法	86	49	24	29	20	
	モーターボート競走法	40	30	25	20	13	
	小型自動車競走法	0	1	0	0	0	
	風営適正化法	24	38	18	31	30	
	青少年保護育成条例	98	46	35	39	43	
	売春防止法	51	27	36	23	24	
	児童福祉法	60	55	51	72	45	
	出資法	17	26	31	25	77	
	貸金業規制法	38	22	20	23	63	
	宅地建物取引業法	0	0	0	4	0	
	建設業法	8	4	4	3	3	
	銃刀法	459	362	316	295	276	
	火薬類取締法	3	2	2	6	1	
	麻薬等取締法	9	5	6	11	23	
	あへん法	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	55	64	72	55	66	
	覚せい剤取締法	2,225	2,122	1,949	1,896	1,786	
	毒劇物法	73	63	73	46	53	
	廃棄物処理法	43	28	47	63	52	
	労働基準法	4	5	8	2	0	
職業安定法	16	24	14	15	10		
健康保険法	0	0	3	0	0		
労働者派遣事業法	10	3	1	6	3		
旅券法	25	8	4	5	4		
麻薬等特例法	6	2	5	18	19		
その他の特別法犯	52	70	61	92	85		
特別法犯合計	3,790	3,351	3,184	3,117	3,020		
総計	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110		

(2) 検挙人員から見た罪種別傾向

平成15年の暴力団構成員等の検挙人員については、覚せい剤取締法違反が最も多く、次いで、傷害、窃盗、恐喝の順となっているが、ここ6年間ほぼ同じ傾向にある。

一方、伝統的資金獲得犯罪（覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等）の検挙人員は年々減少する傾向にあり、特に賭博及びノミ行為等は、10年前と比べて、それぞれ約5分の1、約13分の1に減少している（図表4-5）。

図表4-5 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移



年次	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
覚せい剤取締法	6,401	6,328	7,375	7,883	7,804	7,193	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016
傷害	4,914	4,833	4,606	4,581	4,589	4,882	4,618	5,021	4,838	4,904	4,651
窃盗	1,891	2,119	2,164	2,262	2,488	3,062	3,001	2,623	2,757	2,917	3,396
恐喝	3,089	3,192	2,766	2,666	2,638	3,044	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092
賭博	4,026	2,925	2,681	2,482	1,728	1,881	1,575	1,164	1,238	1,374	780
ノミ行為等	3,008	3,150	2,964	2,962	2,235	1,577	1,256	736	494	371	240

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

(3) 山口組、稲川会及び住吉会に係る犯罪の検挙状況

平成15年の山口組、稲川会及び住吉会の暴力団構成員等の検挙人員は2万4,648人、暴力団構成員の検挙人員は8,005人で、それぞれ総検挙人員の約8割を占めている(図表4-6、7)。

図表4-6 山口組、稲川会及び住吉会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
暴力団構成員等の検挙人員(人)	33,436	33,011	33,270	32,109	32,985	32,511	31,054	30,917	30,824	30,550
うち山口組	14,046	14,274	14,512	14,715	15,903	16,515	15,394	15,354	15,958	16,272
うち稲川会	5,140	4,570	4,787	4,559	4,601	4,306	4,296	3,888	3,972	3,935
うち住吉会	4,530	4,317	4,345	4,118	4,131	4,216	4,106	4,570	4,211	4,441
3団体合計	23,716	23,161	23,644	23,392	24,635	25,037	23,796	23,812	24,141	24,648
全体に占める割合(%)	(70.9)	(70.2)	(71.1)	(72.9)	(74.7)	(77.0)	(76.6)	(77.0)	(78.3)	(80.7)

図表4-7 山口組、稲川会及び住吉会の暴力団構成員の検挙人員の推移

年次	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
暴力団構成員の検挙人員(人)	12,922	11,699	11,808	10,746	10,615	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110
うち山口組	5,425	5,120	5,314	4,879	4,913	4,946	4,914	4,856	5,016	5,371
うち稲川会	1,804	1,480	1,629	1,454	1,504	1,616	1,409	1,227	1,336	1,209
うち住吉会	1,984	1,707	1,754	1,588	1,503	1,524	1,464	1,378	1,401	1,425
3団体合計	9,213	8,307	8,697	7,921	7,920	8,086	7,787	7,461	7,753	8,005
全体に占める割合(%)	(71.3)	(71.0)	(73.7)	(73.7)	(74.6)	(76.4)	(76.4)	(75.4)	(78.3)	(79.2)

(4) 組織的犯罪処罰法の適用状況

平成15年における暴力団等に係る組織的犯罪処罰法の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰を規定した同法第3条違反を13件検挙するとともに、犯罪収益等隠匿事件(第10条)を25件、犯罪収益等收受事件(第11条)を10件検挙している(図表4-8)。

図表4-8 暴力団等に係る組織的犯罪処罰法の適用状況

年次	平12	平13	平14	平15
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)	6(件)	9	10	13
組織的な犯罪に係る犯人隠避(7条)	0	1	0	1
犯罪収益等隠匿(10条)	1	5	9	25
犯罪収益等收受(11条)	0	2	7	10
起訴前の没収保全命令(23条)	1	1	4	3

【事例 1】 稲川会傘下組織組長らによる組織的な逮捕監禁・殺人事件（愛知）

稲川会傘下組織組長らは、絶縁処分となった元組員が、前記傘下組織の活動範囲内で生活している友人宅に出入りしていることから、制裁を加えようと共謀して、平成14年10月、同人を拉致し、名古屋市内のマンションに連行して監禁したうえ、集団で被害者を殴打、足蹴にする等の暴行を加え、団体の活動として、組織により同人を殺害した。（8月5日検挙）

【事例 2】 山口組傘下組織組長らによる出資法違反及び犯罪収益等收受事件（岐阜）

山口組傘下組織組長は、平成14年9月から平成15年2月までの間、無登録金融会社の実質経営者に対し、6回にわたって計2,400万円を貸し付け、法定金利を超える120万円の利息を受け取った。また、その内100万円については、前記金融会社が県内の会社に対して無登録、高金利で貸し付けて得た犯罪収益であると知りながら、收受した（9月26日検挙）

【事例 3】 山口組傘下組織組員に対する組織的なけん銃使用殺人未遂事件（高知、香川、岐阜）

山口組傘下組織 A 組組員らは、別の山口組傘下組織である B 組及び C 組の間で発生した抗争事件について、親交のある B 組に加担して C 組組員を射殺することを企て、3月、高知市内路上において、C 組組員を団体の活動として射殺しようと弾丸数発を発射したが、傷害を負わせるにとどまり、殺害の目的を遂げなかった。（10月1日訴因変更）

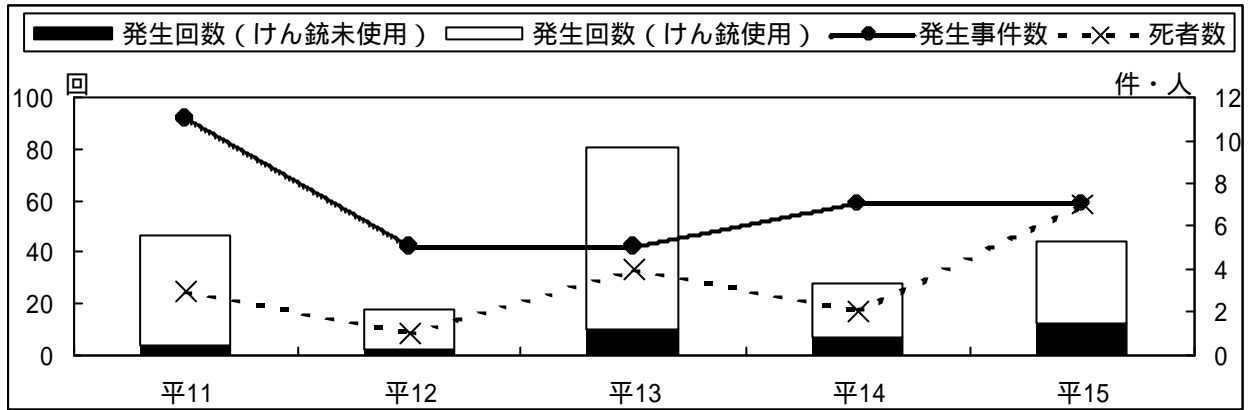
【事例 4】 山口組傘下組織組長らによる組織的なヤミ金融事犯にかかる犯罪収益等隠匿事件（静岡）

山口組傘下組織組長らは、県知事の登録を受けないで貸金業を営み、2月から6月までの間、9回にわたり、顧客8名に対して合計259万円を法定の約10倍から16倍の利息で貸し付け、330万円の利息を受領したものであるが、貸付を物品購入代金の支払い、利息の受領を物品貸付代金の支払いとそれぞれ装い、犯罪収益の取得原因につき事実を偽装した。（10月28日検挙）

(5) 対立抗争事件の発生状況等

平成15年における対立抗争事件数は7件、対立抗争に起因すると見られる不法事案の発生回数は44回で、前年に比べると、事件数は同数、発生回数で16回増加している（図表4-9）。

図表 4 - 9 対立抗争事件の発生状況の推移



区分	年次	平 6	平 7	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
発生事件数(件)		11	4	9	6	11	11	5	5	7	7
うち山口組関与事件数		6	2	5	3	9	6	4	1	5	6
発生回数(回)		44	28	29	53	48	46	18	81	28	44
うち銃器使用回数		38	28	25	40	39	42	16	71	21	32
銃器使用率(%)		86.4	100.0	86.2	75.5	81.3	91.3	88.9	87.7	75.0	72.7
死者数(人)		4	1	2	3	4	3	1	4	2	7
うち暴力団構成員等以外		0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
負傷者数(人)		10	1	8	20	20	12	9	15	14	15
うち暴力団構成員等以外		0	0	0	2	1	0	0	1	0	0

注： 内は暴力団による対立抗争に巻き込まれた警察官の数を内数で示したものである。

【事例 1】山口組対小桜一家の対立抗争事件（鹿児島）

鹿児島市内において山口組傘下組織組員らと小桜一家傘下組織幹部らによる喧嘩が発生し、その後、2月8日、小桜一家総長が経営する同市所在の金融会社にけん銃が撃ち込まれるなど、山口組対小桜一家の対立抗争に関連すると見られる発砲事案等が4回発生した（銃刀法違反等で24名を検挙、けん銃3丁を押収）。

【事例 2】山口組対住吉会の対立抗争事件（栃木等）

栃木県内における山口組傘下組織と住吉会傘下組織とのみかじめ料を巡るトラブルに端を発し、4月18日、宇都宮市内の山口組傘下組織事務所にトラックが突入され、同日、塩谷郡内の住吉会傘下組織事務所にけん銃が撃ち込まれるなど、栃木県ほか複数県において、山口組対住吉会の対立抗争に関連すると見られる発砲事案等が22回発生した（殺人等で11名を検挙、けん銃1丁を押収）。

ア 銃器発砲事件数

平成15年における暴力団等によると見られる銃器発砲事件の発生回数は104回で、前年に比べ8件減少している。これらの銃器発砲事件により28人が死亡、27人が負傷しており、前年に比べ、死者数で10人、負傷者数で7人増加している（図表 4 - 10）。

図表 4 - 10 暴力団等によると見られる銃器発砲事件の発生状況の推移

年次	平 6	平 7	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
銃器発砲回数(回)	210	128	108	124	134	133	92	178	112	104
うち対立抗争によるもの	38	28	25	40	39	42	16	71	21	32
死者数(人)	29	21	14	16	13	22	17	24	18	28
負傷者数(人)	24	21	27	21	28	20	24	20	20	27

【事 例】群馬県前橋市所在の飲食店におけるけん銃使用殺人等事件（群馬）

1月25日、群馬県前橋市所在の飲食店付近路上において、フルフェイスヘルメットを着用した者2名が、元稲川会傘下組織組員を射殺した後、前記飲食店に押し入り、けん銃十数発を乱射して、元稲川会傘下組織組長ほか1名を負傷させるとともに、同店内に居合わせた一般市民3名を射殺した（継続捜査中）。

イ けん銃押収丁数

平成15年における暴力団構成員等からのけん銃押収数は334丁で、前年に比べ7丁（2.0%）増加している（図表4-11）。

図表 4 - 11 暴力団構成員等からのけん銃押収丁数の推移

年次	平 6	平 7	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
押収けん銃総数(丁)	1,242	1,396	1,035	761	576	580	564	591	327	334
真正銃	1,069 (86.1)	1,275 (91.3)	939 (90.7)	660 (86.7)	494 (85.8)	491 (84.7)	525 (93.1)	565 (95.6)	301 (92.0)	308 (92.2)
改造銃	173 (13.9)	121 (8.7)	96 (9.3)	101 (13.3)	82 (14.2)	89 (15.3)	39 (6.9)	26 (4.4)	26 (8.0)	26 (7.8)

注：（ ）内は押収けん銃総数に占める割合（%）である。

【事例 1】山口組傘下組織関係者による銃刀法違反事件（滋賀）

山口組傘下組織関係者(43)は、京都市所在の同人と親交を有する女性宅にけん銃3丁、実包72個を預けて隠匿した（5月4日検挙）。

【事例 2】住吉会傘下組織組員による銃刀法違反事件（栃木）

住吉会傘下組織組員(26)は、栃木県塩谷郡所在の被疑者宅にけん銃3丁、実包26個を隠匿した（7月1日検挙）。

(6) 企業対象暴力の検挙状況

平成15年における企業対象暴力事犯の検挙件数は566件であった。また、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロの検挙件数は425件、検挙人員は655人であった。

【事例1】政治活動標ぼうゴロ代表らによる公共工事受注業者に対する威力業務妨害事件（長崎）

政治活動標ぼうゴロ代表(41)及び山口組傘下組織幹部(51)らは、かねてから同人らが所属する組織の意に添わない長崎県長崎市所在の建設会社が、同市から受注した公共工事を行うに際し、騒音苦情名目等で因縁を付け業務を妨害することを企て、平成14年5月から同年9月までの間、15回にわたり、工事現場や暴力団組事務所等において、同市職員や同建設会社従業員等に対して、脅迫、暴行などの方法により威力を用いて、同工事を中止及び中断させた（1月22日検挙）。

【事例2】総会屋による商法違反（利益供与要求）事件（大阪）

総会屋（78）は、平成14年6月に開催が予定されていた総合商社の株主総会において発言する等の態度を示して、自己が発刊する書籍を購入させることを企て、平成14年1月から同年5月までの間、株主権の行使に関し、書籍購入代名下に30万円相当の利益の供与を要求した（6月23日検挙）。

【事例3】政治活動標ぼうゴロ代表らによる営業損害補償名下の詐欺事件（警視庁）

政治活動標ぼうゴロ代表(55)らは、平成11年12月、魚介類の卸販売及び仲介業を営んでいた事実もなく何ら営業損害を被っていないにも係わらず、同年9月に発生した原子燃料製造販売会社による事故で放射能漏れ等による風評被害の営業損害があったと虚偽の申告をして、前記会社から営業損害補償仮払金として約1,000万円の交付を受けた（8月26日検挙）。

(7) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 伝統的資金獲得犯罪

古くからある暴力団の資金獲得犯罪としては、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反（ノミ行為等）が挙げられる。平成15年のこれらに係る暴力団構成員等の検挙人員は10,128人で、総検挙人員の33.2%を占めており、そのうち構成員の検挙人員は3,385人で、構成員の検挙人員全体の33.5%を占めている（図表4-12、13）。

図表 4 - 12 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	平 6	平 7	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
暴力団構成員等の総検挙人員(人)		33,436	33,011	33,270	32,109	32,985	32,511	31,054	30,917	30,824	30,550
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員		15,595	15,786	15,993	14,405	13,695	13,653	12,910	12,100	11,398	10,128
覚せい剤		6,328	7,375	7,883	7,804	7,193	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016
恐喝		3,192	2,766	2,666	2,638	3,044	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092
賭博		2,925	2,681	2,482	1,728	1,881	1,575	1,164	1,238	1,374	780
ノミ行為等		3,150	2,964	2,962	2,235	1,577	1,256	736	494	371	240

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

図表 4 - 13 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員の検挙人員の推移

区分	年次	平 6	平 7	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
暴力団構成員の検挙人員(人)		12,922	11,699	11,808	10,746	10,615	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員		5,085	4,695	4,638	4,108	3,871	3,986	3,884	3,572	3,439	3,385
覚せい剤		2,405	2,453	2,507	2,191	2,028	2,225	2,122	1,949	1,896	1,786
恐喝		1,692	1,402	1,354	1,283	1,368	1,367	1,488	1,398	1,325	1,462
賭博		637	502	484	364	238	188	131	118	117	72
ノミ行為等		351	338	293	270	237	206	143	107	101	65

【事 例】会津小鉄会傘下組織幹部及び山口組傘下組織幹部らによる野球賭博事件(滋賀)

会津小鉄会傘下組織幹部(56)及び山口組傘下組織幹部(54)らは、4月、滋賀県彦根市所在のアパートの一室等において、平成15年プロ野球公式戦の試合につき、賭客10数名に勝ちチームを予想させた上、的中したときは賭客から手数料名下に支払うべき金額の1割を徴収、的中しないときは賭金の全額を徴収し、いわゆる野球賭博を開張して利益を図った(4月21日検挙)。

イ 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯

平成15年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は76件で、前年と比べ1件増加している(図表4-14)。内容的には、競売入札妨害事件、強制執行妨害事件等の債権回収過程におけるものが、全体の8割強を占めている。また、金融・不良債権関連事犯全体における暴力団等による事件の割合は5割弱であり、この種事犯が依然として暴力団等の有力な資金源活動であることがうかがえる。

図表4 - 14 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

区分	年次	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
融資過程(件)		2	5	4	2	11	18	19	27	9	13
債権回収過程		6	13	51	77	74	84	98	74	63	63
総計		8	18	55	79	85	102	117	101	75	76

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3：平成14年の総計には「その他の金融機関の役職員による犯罪」3件を含む。

【事例1】山口組傘下組織組長らによる強制執行妨害事件（愛知）

山口組傘下組織組長(54)らは、倒産したホテルの経営者と共謀して、同ホテルに債権を有する信用金庫からの強制執行を免れる目的で、平成14年7月、同経営者がホテルの営業権、備品等を同組長らに無償譲渡する旨の虚偽の契約書を作成し、財産を仮装譲渡するとともに、法務局に対し、内容虚偽のホテル建物に関する賃借権設定仮登記及び根抵当権設定仮登記の申請を行うなどして、仮装の債務を負担させた（5月9日検挙）。

【事例2】政治活動標ぼうゴロらによる不動産侵奪、組織的恐喝等事件（埼玉）

政治活動標ぼうゴロ役員(51)らは、4月から5月までの間、戸田市内のマンション居室等の競落物件合計4室のドアの錠を所有者に無断で取り替えるとともに、ドアに政治団体名を記載したステッカーを貼るなどして、正当な占有権限がないにもかかわらずこれを有するかのよう装い、落札者から立退料名下に合計約100万円を脅し取ろうとした（7月30日起訴）。

その後、上記役員らが、組織的に不動産の競売物件を乗っ取り、落札者から金を脅し取っていた事実が明らかとなり、組織的犯罪処罰法（組織的恐喝）の容疑で再逮捕した（10月23日）。

【事例3】山口組傘下組織組長らによる強制執行妨害等事件（愛知）

山口組傘下組織組長(57)らは、平成4年3月に同人の妻が信用保証会社の債務保証を受けて購入した1,400万円のゴルフ会員権の代金返済を怠り、信用保証会社に求償金等請求訴訟を提起され、敗訴したものであるが、平成13年5月、裁判所の強制執行を免れるため、愛知県名古屋市内に所在する同妻所有の土地、建物を自己が実質管理する建設会社に信託して、不正に所有権移転登記をして財産を仮装譲渡した（9月24日検挙）。

ウ 暴力団に係るヤミ金融事犯の検挙状況等

近年、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反（高金利）、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）違反（無登録等）及びこれに関連した詐欺、暴行、脅迫等、いわゆるヤミ金融事犯の被害が続いており、これらヤミ金融事犯の中には、暴力団が周辺者を利用しているものや、ヤミ金融の金主となっている事例も多く見られ

るなど、暴力団がヤミ金融に介入している実態が明らかになった。

そこで、警察では、暴力団の資金源を封圧する観点から、暴力団の関与するヤミ金融事犯の取締りを強化するとともに、暴力団のヤミ金融への関与実態の解明の推進を図っている。平成15年における暴力団等に係るヤミ金融事犯の検挙件数は175件、検挙人員は332名であった。

なお、上記の実態を踏まえ、貸金業規制法及び出資法が改正され、高金利罪等の法定刑が引上げられるとともに、債権管理回収業に関する特別措置法とほぼ同様に、暴力団員等を貸金業から排除するための貸金業の登録拒否事由及び登録取消事由を定める規定、暴力団員等を貸金業者の業務に従事させることを禁止する規定、貸金業者の債権等を暴力団員等に譲渡することなどを禁止する規定等が設けられた。

【事例1】山口組傘下組織幹部によるヤミ金融(いわゆる090金融)事犯に係る貸金業法等違反事件(愛知)

山口組傘下組織幹部は、無登録で貸金業を営み、平成13年1月から平成14年10月までの間、法定利息を超過する高金利で、主婦ら8名に対し約33万円を貸し付け、法定の20倍以上の金利を受け取った。(1月31日検挙)

【事例2】山口組傘下組織関係企業役員らによる貸金業法・出資法違反事件(岐阜)

山口組傘下組織関係企業役員(62)らは、知事の登録を受けずに貸金業を営み、平成14年9月から同年11月までの間、4回にわたり、自営業の男性に対し、現金890万円を貸し付け、法定の約10倍の金利を受け取った(4月9日検挙)。

【事例3】山口組傘下組織関係者らによる出資法及び組織的犯罪処罰法違反事件(警視庁、愛知、長崎ほか関係県)

山口組傘下組織関係者らは、債務者の借入・返済状況の情報等を管理する「情報管理センター」を都内に複数設け、各センターの傘下に複数の貸金業者を配し、求人情報誌等で雇用した若者らを使用して、全国の多重債務者等を対象にダイレクトメールにより融資を勧誘し、高金利貸付けを行うとともに、これにより得た犯罪収益等を偽名を使用して米ドル紙幣や割引債に替えるなどして隠匿した(11月までに出資法又は組織的犯罪処罰法違反で31人を検挙)。

また、この犯罪収益等の一部により購入された割引債であることを知りながら、同割引債を收受していた山口組傘下組織組長を組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等收受)で検挙した(11月26日)。

エ その他の資金獲得犯罪

暴力団は、時代の変化に応じた様々な資金獲得活動を行っており、近年では、企業活動を利用した犯罪、廃棄物処理に係る犯罪(図表4-15)、更には国際犯罪組織等と連携した偽装結婚事件や強窃盗事件等の犯罪を敢行するなど、その活動を多様化させている。

図表 4 - 15 廃棄物処理法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次	平 6	平 7	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
暴力団構成員等の検挙人員(人)	90	161	163	181	248	184	121	204	225	260
うち暴力団構成員の検挙人員	30	31	40	30	36	43	28	47	63	52

【事例 1】山口組傘下組織関係企業役員らによるたばこ事業法違反事件（愛知）

山口組傘下組織関係企業役員(41)らは、平成13年8月、愛知県刈谷市内の営業所でたばこを販売するとして財務大臣からたばこの販売許可を受けたにもかかわらず、平成14年3月、名古屋市内の同関係企業事務所において、営業所移転許可を受けることなく三重県下の別の山口組傘下組織に対して、たばこ約102万円分を販売した（2月25日送致）。

【事例 2】山口組傘下組織幹部らによる廃棄物処理法違反事件（京都）

山口組傘下組織幹部(30)らは、3月から4月までの間、20数回にわたり、京都府京田辺市内の山中に、コンクリート片及び木くず等の廃棄物約2,000立方メートル分を不法に投棄するなどした（11月末までに11名を検挙）。

【事例 3】山口組傘下組織幹部らと中国人犯罪グループ構成員による偽造通貨輸入・関税法違反等事件（和歌山）

山口組傘下組織幹部(62)らは、中国人犯罪グループ構成員と共謀し、平成14年12月及び同15年1月、中国において偽造された500円硬貨を合計約3,200枚密輸入し、配下組員らに対し、同硬貨が偽造通貨である旨告げたうえで交付した（5月13日検挙）。

なお、中国から日本への偽造通貨の発送を行っていた中国人犯罪グループ構成員及び日本人被疑者1名については未検挙であり、指名手配及び国際海空港手配を行った。